

規制影響分析書要旨

規制の名称	労働関係の法律の規定に違反する求人者等からの求人不受理	
主管部局・課室	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成29年1月	
規制の新設・改廃の内容・目的	就職後のトラブルの未然防止を図るため、公共職業安定所等は、全ての求人について一定の労働関係の法律の規定に違反する求人者からの求人申込み、暴力団員等からの求人申込み等を受理しないことができることとする。 公共職業安定所等は、上記の求人を受理しないことができる事由に該当するかどうか確認するため必要があると認めるときは、求人者に対して報告を求めることができることとし、求人者は正当な理由がない限り求めに応じなければならないこととする。義務を履行しなかった場合は、厚生労働大臣による指導監督の対象となる。	
	(根拠条文)	雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の5
想定される代替案	公共職業安定所長は、一定の労働関係の法律の規定に違反する事業主について、一定期間、労働者に関する募集を制限することができることとする。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	一定の労働関係の法律の規定に違反する求人者は、一定期間、公共職業安定所等を通じた求人を行うことができなくなる場合があるため、その間の労働者の採用は、直接募集等により対応することとなり、そのための費用が生じる。	一定の労働関係の法律の規定に違反した事業主は、一定期間、労働者の募集を行うことが一切できなくなる場合があるため、そのための費用は生じなくなる。一方、労働者の募集を行えなくなることにより、必要な労働力の確保や事業経営に重大な支障が生じるおそれがある。
(行政費用)	公共職業安定所等が求人の申込みを受けた場合には、国において、求人者の労働関係の法律の規定に関する違反状況について確認を行うための行政費用が発生することとなる。	公共職業安定所等が求人の申込みを受けた場合には、国において、事業主の労働関係の法律の規定に関する違反状況について確認等を行うための行政費用が発生するほか、当該事業主が募集活動を行っていないかについて確認を行うための行政費用も発生することとなる。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	一定の労働関係の法律の規定に違反した事業主は、一定期間、労働者の募集を一切行うことができなくなる場合があるため、当該事業主に就職を希望する労働者の就職の機会が減ることとなる等、労働市場全体を見たときに、円滑な労働力の需給調整に支障が出るおそれがある。

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
分析結果	<p>就業を継続していく上で問題のある求人者に労働者が就職することを防止することにより、求職者の保護に資する。</p> <p>改正案を導入することにより、一定の労働関係の法律の規定に違反する求人者や国における費用が増大するが、就業を継続していく上で問題のある事業主に労働者が就職することを防止することにより、求職者の保護に資するようになり、過大な費用負担とは言えない。</p> <p>一方、代替案を導入した場合には、就業を継続していく上で問題のある事業主に労働者が就職することは無くなるが、当該事業主が募集活動を行っていないかについて確認するための行政費用が発生することとなり、さらに、一定の労働関係の法律の規定に違反した事業主は、一定期間、労働者の募集を一切行えなくなる場合があるため、必要な労働力の確保や事業経営に重大な支障が生じるとともに、当該事業主に就職を希望する労働者の就職の機会が減ることとなる等、労働市場全体を見たときに、円滑な労働力の需給調整に支障が生じるおそれがある。</p> <p>これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。</p>	<p>就業を継続していく上で問題のある事業主に労働者が就職することを防止することにより、労働者の保護に資する。</p> <p>しかしながら、当該事業主に就職を希望する労働者の就職の機会が減ることとなる等、労働市場全体を見たときに、円滑な労働力の需給調整に支障が生じ、得られる便益が限定的となるおそれがある。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成27年法律第72号)」参議院附帯決議(平成27年4月16日)(抜粋)</p> <p>4. 一定の労働関係法令違反の求人者に対する公共職業安定所(ハローワーク)における求人不受理については、学校卒業見込者等求人者に限定されることから、法の施行状況を踏まえ、不受理とする求人者の範囲及び不受理の対象となる求人の範囲の拡大を検討すること。(以下略)</p> <p>「職業紹介等に関する制度の改正について」(平成28年12月13日労働政策審議会建議)(抜粋)</p> <p>第2 具体的措置</p> <p>1 職業紹介事業</p> <p>(3) 求人及び求職の申込みの受理</p> <p>ア 公共職業安定所、職業紹介事業者等が求人の申込みを受理しないことができる場合として、次の場合を追加することが適当である。</p> <p>① 求人者が労働関係法令違反で処分・公表等の措置が講じられた場合(参考:若者雇用促進法関係法令)</p> <p>② 求人者が、暴力団員、役員に暴力団員がいる法人、暴力団員がその事業活動を支配する者等に該当する場合</p> <p>③ 求人者が、正当な理由なくイの求めに応じない場合</p> <p>イ 公共職業安定所、職業紹介事業者等は、求人の申込みがア①又は②に該当するかどうか確認するため、求人者に報告又は資料の提出を求めることができるものとするとともに、求人者は、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないものとするのが適当である。</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>雇用保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。</p>	
備考	—	